

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考	
平成28年度	都市整備局	公園維持課	記念公園	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。		全庁的な指針に従って対応していく。		未改善
平成28年度	都市整備局	公園維持課	記念公園	63	結果	使用料の減免が認められていない駐車場の無料券の配布	駐車場の使用料については、尼崎市公園条例施行規則第9条において「条例第13条の規則で定める場合は、次のとおりとする。(1)本市内に存する次に掲げる施設が当該アからウまでに定める目的で公園(メイン・アリーナ暖房設備、メイン・アリーナ冷房設備、サブ・アリーナ冷房設備又は駐車場を除く。)を使用するとき。」と定められており、減額免除は認められていない。 指定管理者は、自主事業、指定管理事業ともに講師及び尼崎市体育協会の役員へ無料駐車券を渡しており、当該講師及び体育協会役員の駐車場料金相当額を駐車場使用料として尼崎市へ納付していないため、尼崎公園条例施行規則第9条違反となっている(なお、平成27年度に自主事業及び指定管理事業で実施した講座の講師、あるいは尼崎市体育協会役員に渡し、使用料を徴収していない駐車料金の金額は不明のことである)。 尼崎公園条例施行規則第9条に従い、駐車場の無料駐車券は発行すべきでない。指定管理事業の講師等の駐車場使用料については、講師等から徴収すべきである。あるいは、指定管理事業の講師等の駐車料金は指定管理事業実施のための必要経費であると尼崎市と指定管理者双方が合意した上で、指定管理料の中から負担する必要がある。 一方、自主事業の講師の駐車場料及び体育協会の役員の駐車料金についても、講師から徴収するか、あるいは自主事業として指定管理者が負担する必要がある。		スポーツスクール等の指定管理者の自主事業の講師の駐車場使用料については、指定管理者が負担して本市に納めるとのことです。その他、スポーツ大会等の駐車場使用料については、本市スポーツ振興課にて使用料負担を検討しており、是正に向け協議していく。		未改善
平成28年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	社会体育施設	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。		指定管理者が契約書を作成せず業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備することについては、全庁的な課題となっている。そのため、全庁的な課題整理が行われる中で指定管理者が、再委託先等が暴力団等でないことの確認を行うことのできる仕組みについての協議を指定管理者と行っていく。		未改善
平成28年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	社会体育施設	68	結果	管理業務の再委託について事前承認漏れ	「指定管理者制度について(指針)」(平成26年4月最終改訂)4指定管理者による業務の委託には、「指定管理者は、指定管理者制度の趣旨から見て、施設の管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、清掃、警備など個々の具体的業務については、地方公共団体の承認があれば第三者へ委託することができる」と定められている。 当該指針を受け、尼崎市立社会体育施設の管理に関する仮基本協定基本協定書第17条には、「指定管理者は、管理業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、利用の許可及び使用料の徴収に係る業務を除き、事前に、市が別に定める基準に従い、承諾を与えた場合はこの限りではない。」と定められており、利用の許可及び使用料の徴収に係る業務を除き、指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に尼崎市へ申請し、承認を受けることが必要とされている。 社会体育施設の管理業務のうち、消防用設備保守点検業務など約60の業務内容について、平成27年度については、指定管理者から、地区体育館は7,765千円、屋内プールは4,843千円の委託料の支出が報告されている。しかし、当該委託契約全件について、事業報告書上の事後報告はあったものの、事前の尼崎市への再委託の申請はされていなかった。 このため、結果的には、事業報告書の査閲より所管課の事後承認は得ているものの、基本協定書第17条違反であり、また、再委託の状況の所管課によるモニタリング不足により、再委託の理由、委託先の選定が適切かどうか、所管課が確認することなく業務の一部が第三者へ再委託されてしまっている状態であった。 今後は、基本協定書第17条に従い、第三者への委託については、尼崎市の事前承認を受けた上で、再委託をする必要がある。手続の漏れを防止するためには、毎年指定管理者から尼崎市へ提出する事業計画書の添付資料として管理業務の第三者への再委託の承認を申請する様式を予め定めておくことが有用である。	○	これまで再委託契約の承認は事業報告書による事後報告で行っていたが、不適切な再委託契約はなかった。しかしながら、これは基本協定書第17条に抵触するため、再委託の承認を申請する様式を定め、指定管理者が再委託を行う際には、事前に市の承認を行うように事務を改めた。		改善済

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	社会体育施設	73	結果	回数券の現物確認	屋内プールの回数券(大人10回分の料金8,400円で11回分使用可能)については、台帳(管理簿)による管理を行い、定期的に台帳と現物の照合を行うべきであるが、屋内プールの回数券の台帳はあるものの定期的に台帳と現物の照合を行っていない。 屋内プールの回数券は金券と同様であり、定期的な台帳と現物の照合による現物管理がなされないことにより、横領や不正使用が行われる恐れがある。そのような事態に陥ることを防止するために、今後は、定期的に台帳と現物の照合を行う必要がある。		屋内プールの回数券について、定期的(1か月に1回)に台帳と現物の照合を行うよう改善を行っており、現段階で照合結果に問題は見られない。	未改善
平成28年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	社会体育施設	73	結果	自主事業(高齢者割引・障がい者割引)の事前承認漏れ	施設の使用料については、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項では、「教育委員会は、教育委員会規則で定める特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することが出来る」と定められている。さらに、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条においては「(1)市内に主たる事務所を置くスポーツ団体が利用するとき。(2)その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。」が「特別な理由があるとき」であると記載されている。 屋内プールの使用は、大人840円、子ども420円だが、高齢者割引(尼崎市在住の65歳以上の方は480円)、障がい者割引(尼崎市在住の障害者手帳をお持ちの方は大人420円、子ども210円)については、尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項の「教育委員会は、教育委員会規則で定める特別な理由があるときは、使用料を減免することが出来る」場合には該当しない。このため、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団の基金を財源に、高齢者割引及び障がい者割引については、指定管理者が自主事業として実施している。 自主事業については指定管理者が尼崎市に対して事前に事業計画書を提出しなければならない(尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書第19条)が、指定管理者は、平成27年度事業計画書に当該高齢者割引・障がい者割引について記載していなかった。 当該高齢者割引・障がい者割引について、事業計画の中で自主事業として行う旨を記載し、尼崎市の承認を得るべきであった。	○	「尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書第19条」に、自主事業を実施する場合は、指定管理者は尼崎市に対して事前に事業計画書を提出するよう定めている。そのため「高齢者割引・障がい者割引」についても、事前に指定管理者から事業計画書を提出させ、尼崎市の承認を得るよう改善を行っていく。 なお、平成29年2月20日に当該指摘を受けたが、平成29年度事業計画書(4月20日受理)に「高齢者割引・障がい者割引」についての記載が間に合わなかったため、平成29年8月に、「高齢者割引・障がい者割引」について平成29年度事業計画書に追記をしている。	改善済
平成28年度	教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の実実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。		現在、指定管理者が再委託先と締結している契約書において、反社会的勢力の排除について規定していることを確認した。 現在の協定期間満了後(平成32年度末)、新たに指定管理者と基本協定を締結する際には、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を行うことができる仕組みを整備し運用を図る。	未改善
平成28年度	教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	78	結果	受贈物品についての適時の備品台帳登録漏れ	尼崎市が寄贈を受けた場合には、尼崎市財務規則第138条の規定に基づく備品受入れ処理を行う必要がある。 平成26年11月に「寄附申込書」の提出を受けて尼崎市が寄贈を受けたブックラック1台について、尼崎市から寄贈者に対する礼状の送付は行っているものの、尼崎市財務規則第138条に定める適切な備品の受入れに関する決裁が行われたのは平成28年9月末であり、平成28年10月31日現在、尼崎市の備品台帳への登録が行われていなかった。寄贈を受けた備品についても尼崎市の資産として管理する必要がある点では購入資産と同じであり、規則に基づく適切な処理を行う必要がある。	○	当該備品については、備品現在簿への登録を完了した。 今後は寄贈を受けた備品についても適切に処理を行う。	改善済
平成28年度	教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	81	結果	再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手	尼崎市では、尼崎市暴力団排除条例が平成25年7月1日から施行されたことに伴い、尼崎市の契約先から暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を排除するため、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、措置を講じている。指定管理者についても、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第30条において、指定管理者が再委託を行う業務についても暴力団等と契約しないことが求められている。 しかし、現在、指定管理者からの再委託業務において、指定管理者が再委託先への契約書を作成する際に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力する等、再委託先が暴力団等でないことの確認が行われていない。 指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。		現在、指定管理者が再委託先と締結している契約書において、反社会的勢力の排除について規定していることを確認した。 現在の協定期間満了後(平成32年度末)、新たに指定管理者と基本協定を締結する際には、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する。	未改善

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	市民協働局	ダイバーシティ推進課	女性・勤労婦人センター	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、 <u>契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。</u> さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。	○	現在、尼崎市立女性・勤労婦人センターでは、「暴力団排除に関する特約」を入力することにより、再委託先が暴力団等でないことを確認している。	未改善
平成28年度	市民協働局	ダイバーシティ推進課	女性・勤労婦人センター	86	結果	自主事業経費の市による負担	尼崎市立女性・勤労婦人センターの管理に関する基本協定書第20条には、指定管理者が自主事業を行う場合、自己の責任と費用により実施する旨が定められている。 また、 <u>年度協定においては、資格取得講座及び喫茶コーナーの運営は、指定管理者が独自で行う事業であり、市は経費負担を行わない旨が定められている。</u> しかし、資格取得講座及び喫茶コーナーの運営事業は、尼崎市が、自主事業として実施するよう指示している事業であるとの所管課の判断から、所管課と指定管理者間で協議の上、企画・実施に係る人件費について指定管理業務に係る管理経費に含め、尼崎市が負担している。 このため、 <u>資格取得講座及び喫茶コーナーの運営の企画・実施に係る人件費の取扱は、基本協定書及び年度協定書を逸脱している状況である。</u> <u>当該事業の経費の取扱いと協定書とを整合させるべきである。</u>	○	当該自主事業についての年度協定書の規定は、講師謝礼、教材費及び事務費など、実施にかかる実費について市が負担しない趣旨であったが、人件費を含む一切の経費を負担しないこととされるような文言となっていたため、平成29年4月より年度協定書を変更し、当該事業に係る経費の取扱いについて年度協定書の規定との整合を図った。	改善済
平成28年度	市民協働局	ダイバーシティ推進課	女性・勤労婦人センター	87	結果	管理経費により購入した備品管理簿の未作成	尼崎市立女性・勤労婦人センターの管理に関する基本協定書第15条第3項において「指定管理者は、管理経費により備品を購入した場合は、当該備品の名称、数量等を別に定める女性センター備品管理簿に記載するものとする」と規定している。 しかし、前指定管理期間(平成22年4月から平成27年3月)も、現在進行中の指定管理期間においても、 <u>管理経費により購入した備品の点数が少なく、現状管理に支障がないことを理由に、「備品管理簿」が作成されていなかった。</u> <u>基本協定書に従い、「備品管理簿」を作成する必要がある。</u>	○	基本協定書第15条第3項に従い、管理経費により購入した備品について、備品管理簿を作成した。	改善済
平成28年度	市民協働局	大庄地域振興センター	大庄地区会館	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、 <u>契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。</u> さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。	○	指定管理者が行う契約行為について制度主管課である生活安全課に再確認し、平成25年7月に定められた手引きにならって、指定管理者が再委託する際には、基本的に市に準じた契約書面を作成し、誓約書を徴取するよう見直しを行った。 今後とも市と同様に契約取引先から誓約書を徴取する処理を指定管理者に徹底していく。	改善済
平成28年度	市民協働局	大庄地域振興センター	大庄地区会館	93	結果	行政財産の使用許可漏れ	大庄地区会館に設置されている飲料用自動販売機2台のうち、指定管理者制度導入以前から設置されている1台については、尼崎市が、設置業者に地方自治法第238条の4第7項の規定による許可(以下、行政財産使用許可)を行っているが、指定管理者が利用者の利便向上のため図書コーナーに設置したコーヒーの自動販売機1台については、「指定管理者の事業として設置するのであれば行政財産使用許可は必要ない」との所管課の判断により、行政財産使用許可が行われていなかった。 公有財産の取得又は管理については、地方公共団体の長が総合的に調整する権限を有し(自治法第238条の2)、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる(自治法第238条の4)。したがって、 <u>指定管理者に公有財産の貸付の権限はなく、指定管理者が自動販売機を設置するためには、尼崎市の行政財産の使用許可が必要となる。</u> <u>尼崎市は、当該施設の自動販売機設置にあたっては、行政財産使用許可の上、行政財産使用料条例に基づく使用料を指定管理者から徴取する必要がある。</u>	○	指摘に基づき指定管理者において対応が検討され、その結果、維持管理にかかる手間と費用を勘案して撤去された。 今後、指定管理者より設置申し出があった場合は、関連法令等に照らして適正に事務処理を行っている。	改善済
平成28年度	こども青少年本部事務局	青少年課	美方高原自然の家	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、 <u>契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。</u> さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。	○	現在、当施設においては、再委託を行う際には必ず契約書を作成しており、その際、本市同様、暴力団排除に関する特約も含め、契約書を締結している。	改善済

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	こども青少年本部事務局	青少年課	美方高原自然の家	102	結果	市貸与備品の除却について所管課との協議及び報告漏れ	<p>尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関する見解の相違が発生しないよう、公の施設に備えられている尼崎市貸与備品等については台帳を整備し、その実在性を、尼崎市が適切に把握、確認することが必要である。</p> <p>尼崎市立美方高原自然の家指定管理者募集要項 別添 指定管理者が行う業務の内容及び履行方法2(5)②には、指定管理者は、尼崎市の所有に属する物品について、尼崎市財務規則及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行う必要があり、また、廃棄等の異動については定期的に尼崎市への報告が必要である旨が規定されている。さらに、尼崎市財務規則第143条では、尼崎市の資産について、物品管理者である所管課長は、売却又は廃棄を行う前にはその資産の不用の決定をすることが求められているため、売却又は廃棄の前に所管課と協議を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、指定管理者は、平成24年度以降、老朽化に伴い修理不可となった等の理由で廃棄した尼崎市貸与備品17件について、指定管理者の手元台帳には廃棄した旨を明記しているものの、所管課への事前協議なく廃棄しており、また、事後の除却報告も行っていない。指定管理者に質問したところ、募集要項に基づく除却報告を行う必要があることは認識していたものの、除却前に所管課との協議を行う必要がある旨は認識していないとのことであった。</p> <p>指定管理者は募集要項等に基づき、市貸与備品を除却する前には、所管課と協議を行い、除却後は、随時、除却報告を行う必要がある。</p>	○	尼崎市貸与備品17件について、指定管理者に廃棄した理由を確認し、除却処理を行った。以降は、市貸与備品を廃棄する前には、市と協議することを徹底するなど、適切な備品管理を行っている。	改善済
平成28年度	こども青少年本部事務局	青少年課	美方高原自然の家	103	結果	行政財産の使用許可漏れ	<p>尼崎市公有財産規則第28条第7項には、尼崎市職員その他市長が指定する者が、通勤の用に供される自動車の駐車場として行政財産を使用するときには、駐車場利用者は行政財産の使用許可を得る旨が定められている。指定管理者職員についても、尼崎市職員に準じて使用許可を得る必要がある。</p> <p>美方高原自然の家は、自動車でなければ通勤が困難な場所に設置されているため、指定管理者職員は、通勤用自動車を当該施設の駐車場に駐車しているが、当該行政財産である駐車場について使用の許可を得ていない。このため、指定管理者は、早急に駐車場の行政財産使用許可を得る必要がある。</p> <p>使用許可の手続に関しては、尼崎市公有財産規則第37条に基づき、別途要綱を定めることとなる。</p>	○	別途駐車に関する要綱を定め、行政財産の使用許可の手続きを行った。	改善済
平成28年度	健康福祉局	高齢介護課	老人福祉センター(A館)4施設	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を手入している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を手入しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の契約文を再委託先から徴取することもしていない。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>	○	指定管理者と再委託先が契約書を締結しない場合においても、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第5条に基づき、再委託先から誓約書を提出させることにより、再委託先が暴力団等でないことを確認している。	改善済
平成28年度	健康福祉局	高齢介護課	老人福祉センター(A館)4施設	110	結果	市貸与重要物品の現物確認未実施	<p>尼崎市立老人福祉センター指定管理者管理業務仕様書1(4)③において、「指定管理者は、尼崎市の所有に属する備品のうち重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在高の調査を行い、尼崎市に報告すること。」と定められている。また、尼崎市公有財産規則第68条にも同様の旨が規定されており、指定管理者は尼崎市所有備品のうち、重要物品について、少なくとも年に1回の現物確認が必要とされている。</p> <p>しかし、当該施設においては、指定管理者が、平成25年度及び平成28年度には、重要物品の現物確認を行ったとのことだが、現状では、尼崎市立老人福祉センター指定管理者管理業務仕様書1(4)③に定められている尼崎市への報告がなされていない。公の施設に備えられている既存の備品等について尼崎市が把握、確認できる状態にないと、例えば引き継ぎや、備品買い替えの際、尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関する見解の相違が生じてトラブルが生じる恐れがある。このような事態に陥ることを防止するため、指定管理者は、定期的に重要物品の現物確認を行う必要がある。</p>	○	老人福祉センターにおける年間スケジュールを勘案する中で、平成29年度から、毎年11月頃に指定管理者と現物確認を行うこととした。	改善済
平成28年度	健康福祉局	高齢介護課	老人福祉センター(A館)4施設	110	結果	市貸与備品の除却処理漏れ	<p>平成25年度に行われた、市貸与備品の現在高の調査の際に、指定管理者から尼崎市へ除却が報告された資産について、所管課において「備品現在簿」からの除却処理が行われていなかったものが、平成28年度の現在高調査により発見された。</p> <p>指定管理者から尼崎市へ市貸与備品の除却に関する報告があった場合には、尼崎市は速やかに「備品現在簿」から除却処理を行う必要がある。</p>	○	平成28年度中(平成29年3月31日付)に事務処理済である。	改善済

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	市民協働局	ダイバーシティ推進課	地域総合センター塚口	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。	○	現在、尼崎市立地域総合センター塚口では、契約書を作成しない再委託がないことを確認し、「暴力団排除に関する特約」を入力することにより、再委託先が暴力団等でないことを確認している。	改善済
平成28年度	市民協働局	ダイバーシティ推進課	地域総合センター塚口	117	結果	建築物設備点検の結果発見された事項への未対応	尼崎市は指定管理者に対し、年度協定書VI3に基づき建築基準法第12条第2項及び同上第4項に基づく建築物設備点検業務の実施を求めている。 人命を損なう危険性のある事項や、災害時に被害の拡大を防ぐ目的で実施する事項を発見することを目的としている建築基準法に基づく建築物設備点検へは、優先的に対応する必要がある。しかし、平成27年度における建築基準法に基づく建築物設備点検の結果、料理教室の防火ダンパー未設置や弱電盤にふたがない等の事項計8件が発見されたものの、指定管理者は、1年超工事を実施していなかった。 所管課は、指定管理者との毎月の定例会議やメール連絡等において、複数回、建築基準法に基づく建築物設備点検の結果への速やかな対応を指示したが、指定管理者は、平成27年度中に優先して早急に対応することができていなかった。結果として、建築基準法に基づく建築物設備点検の結果への対応工事を実施したのは、平成28年度(平成28年9月)となった。なお、建築基準法に基づく建築物設備点検の結果発見された事項への対応方針や対応期限については、協定書等に明記されていなかった。 建築基準法に基づく建築物設備点検の結果発見された事項については、指定管理者は、所管課へ報告、協議のうえ、速やかに対応する必要がある。また、所管課と指定管理者との認識が相違しないように、同点検の結果発見された事項への対応方針や対応期限について、仕様書や協定書等に記載することもある。	○	点検の結果発見された事項への対応については、平成29年度から尼崎市立地域総合センター管理業務実施要項III6(1)において「～発見後1月以内に修繕などの必要な措置を講じること。～」と定めている。	改善済
平成28年度	こども青少年本部事務局	こども家庭支援課	尼崎学園	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。		平成29年度から尼崎市尼崎学園の指定管理にかかる仕様書において、新たに、「暴力団排除に関する事項」を設け暴力団を利することのないよう必要な措置を講ずることとした。	未改善
平成28年度	こども青少年本部事務局	こども家庭支援課	尼崎学園	125	結果	市貸与重要物品の現物確認未実施	尼崎市尼崎学園管理業務実施要綱5(2)には、「乙は、甲の所有に属する備品のうち、重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在高の調査を行い、甲に報告すること。」と定められており、指定管理者は尼崎市所有備品のうち、重要物品について、年に1回、現物確認を行う必要がある。 しかし、指定管理者は、尼崎市貸与の重要物品のうち、一部については現物を確認したものの、すべての重要物品につき、年に1回現物を確認することは実施できていないため、現状では、尼崎市尼崎学園管理業務実施要綱5(2)違反の状態となっている。なお、指定管理者によると、平成26年2月の園舎移転時に、日常業務の繁忙から備品台帳における設置場所の記載箇所が更新がされていなかったことが、網羅的に現物確認を行っていない要因となっていることである。 公の施設に備えられている既存の備品等について尼崎市が把握・確認できる状態にないと、例えば引き継ぎや、備品買い替えの際、尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関して見解の相違が生じる恐れがある。このような見解の相違から生じるトラブルを防ぐ観点からも、備品台帳の更新のために、定期的に、指定管理者が備品の実在性を確認することを基本協定書等に明記し、指定管理者はすべての備品の現物を定期的に確認する必要がある。	○	指摘後直ちに、指定管理者及び所管課職員で貸与備品(現物)について備品台帳における設置場所等の誤りがないか現物確認を実施した。今後においてはモニタリング調査の際に備品の現物確認を行うなど、定期的に確認する体制を整える。	改善済
平成28年度	こども青少年本部事務局	こども家庭支援課	尼崎学園	126	結果	再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手	指定管理業務の遂行に当たり、業務の一部を再委託する場合、再委託先が暴力団等でないことを確認する必要がある。しかし、指定管理者は、再委託先が兵庫県又は尼崎市の登録業者名簿に掲載されている業者であれば、再委託先が暴力団であることの確認は不要であると判断し、再委託先への委託契約書を作成する時に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力する等により、再委託先が暴力団等でないことの直接的な確認を実施していなかった。 指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。		平成29年度から尼崎市尼崎学園の指定管理にかかる仕様書において、新たに、「暴力団排除に関する事項」を設け暴力団を利することのないよう必要な措置を講ずることとした。	未改善

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	健康福祉局	障害福祉課	たじかの園	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、 <u>契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。</u> さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。		平成29年4月1日締結の委託契約書において、再委託先から誓約書を徴取した。 また、尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に暴力団排除に関する事項として、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、必要な措置を講ずることを定めた。	未改善
平成28年度	健康福祉局	障害福祉課	たじかの園	131	結果	市貸与重要物品の現物確認未実施	尼崎市立たじかの園管理業務実施要綱8(2)には、「乙は、甲の所有に属する備品のうち、重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在の調査を行い、甲に報告すること。」と定められており、指定管理者は尼崎市所有備品のうち、重要物品について、年に1回現物を確認することが必要とされている。 しかし、 <u>指定管理者は、尼崎市曾与の重要物品のうち、一部については現物を確認したものの、日常業務の繁忙により重要物品の現物確認の優先度は低いと判断し、すべての重要物品につき、年に1回、現物確認を実施できていない。</u> このため、現状では、尼崎市立たじかの園管理業務実施要綱8(2)違反の状態となっている。 また、公の施設に備えられている既存の備品等について尼崎市が把握・確認できる状態にないと、例えば引き継ぎや、備品買い替えの際、尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関して見解の相違が生じる恐れがある。このような見解の相違から生じるトラブルを防ぐ観点からも、備品台帳の更新のために、定期的に、指定管理者が備品の実在性を確認することを基本協定書等に明記し、指定管理者は、すべての備品の現物を定期的に確認する必要がある。		備品の所在及び使用状況等の確認及び報告について、平成29年2月3日締結の基本協定書及び尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に明記した。	未改善
平成28年度	健康福祉局	障害福祉課	たじかの園	132	結果	再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手	指定管理業務の遂行に当たり、業務の一部を再委託する場合、再委託先が暴力団等でないことを確認する必要がある。しかし、指定管理者は、再委託先が尼崎市の登録業者名簿に掲載されている業者であれば、再委託先が暴力団であることの確認は不要であると判断し、再委託先への委託契約書を作成する際に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力する等による、再委託先が暴力団等でないこと <u>の直接的な確認を実施していなかった。</u> 指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、 <u>尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</u>	○	平成29年4月1日の委託契約書において、再委託先から誓約書を徴取した。 また、尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に暴力団排除に関する事項として、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、必要な措置を講ずることを定めた。	改善済
平成28年度	健康福祉局	生活衛生課	弥生ヶ丘斎場	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、 <u>契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。</u> さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。 尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。	○	平成28年度に指定管理者に対して、契約書を作成しない場合についても、再委託契約等する場合には暴力団等でないことの確認を行うよう指示した。 平成29年度からは、再委託等する場合に「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力するよう仕組みの構築を行った。	改善済
平成28年度	健康福祉局	生活衛生課	弥生ヶ丘斎場	139	結果	適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施	平成27年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第6条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じた場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。 しかし、上記「(2)指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、 <u>指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。</u> 上記「(1)合理的な共通経費の按分基準の明確化(意見)」及び「(2)指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、 <u>適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。</u>		共通経費については、従事人数比による按分により算出することとし、平成29年度の協定書に明記した上で指定管理者に報告させ、精算することとした。	未改善

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	健康福祉局	生活衛生課	弥生ケ丘斎場	139	結果	高額な設備購入に係る不適切な負担と修繕費の未精算	<p>尼崎市立弥生ケ丘斎場管理仕様書5.(3)において、「建物・設備の1件当たり500千円までの修繕は指定管理者の負担とする。500千円を超える修繕、工事は原則として尼崎市の負担とする。ただし緊急性の高いものや斎場の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者または指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについては、尼崎市と事前協議の上、指定管理者が施工する場合がある。」と規定されている。</p> <p>平成27年度において、火葬炉運転で使用する計装用・逆洗用空気圧縮機2台が平成24年度から毎年相次いで故障し、2台同時故障した場合、斎場の稼働を停止せざるをえない状況であった。指定管理者と尼崎市は協議の上、平成27年度は、指定管理者が電力供給先を見直したことにより光熱費が減少したことから、当施設設備に係る支出の負担が可能であったため、指定管理料から新規機器を1台(オイルフリースクロール圧縮機、税抜金額2,490千円)購入することとなった。</p> <p>本来、当支出は、尼崎市立弥生ケ丘斎場管理仕様書5.(3)より、500千円を超える施設設備に該当する支出であることから、通常指定管理料内で指定管理者が緊急的に支払可能な金額ではないことから、尼崎市が負担すべき内容である。また、2台同時故障した場合には尼崎市で唯一の斎場である当施設の稼働が停止してしまうこと、平成24年度から平成26年度に至るまでに当2台は頻りに故障していたこと、及びその修繕費用として新設備購入までには4,292千円も発生していることから、尼崎市が予算要求をしたうえで、設備更新をする機会があったはずである。</p> <p>以上より、平成27年度に購入したオイルフリースクロール圧縮機2,490千円は尼崎市の負担とし、指定管理者は、当該施設設備に係る支出の負担をせず、これとあわせて、上記「(3)適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施(結果)」に記載のとおり、適正な管理経費の実績額を算定の上、精算を行う必要があったと考える。なお速やかに指定管理料により購入した当該オイルフリースクロール圧縮機を、「斎場備品管理簿」に記載する必要がある。</p> <p>なお、平成27年度には、故障が相次いでいた2台中1台がすでに完全に使用不可能となっており、故障を繰り返す残り1台と新規取得1台により稼働している。完全に使用不可能となっている1台と現在も稼働をしている1台は同時期に取得されたものであり、今後、継続的な使用ができるか不透明であるため、所管課は、業務を継続できるような機械更新の計画を策定することが望まれる。</p>	○	当該オイルフリースクロール圧縮機については、平成28年度中に斎場備品管理簿に記載した。機械設備の更新については、斎場業務に支障をきたさないよう計画の見直しを検討していく。	未改善
平成28年度	健康福祉局	生活衛生課	弥生ケ丘斎場	141	結果	再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手	<p>尼崎市では、尼崎市暴力団排除条例が平成25年7月1日から施行されたことに伴い、尼崎市の契約から暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を排除するため、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、指定管理者が再委託を行う業務についても暴力団等と契約しないことを求めている。</p> <p>しかし、指定管理者の再委託業務において、指定管理者が再委託先への契約を作成する際に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力する等再委託先が暴力団等でないことの確認が行われていない。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p>	○	平成28年度に指定管理者に対して、再委託契約を結ぶ際に暴力団等でないことの確認を行うよう指示し、「暴力団排除に関する特約」等を徴取することとした仕組みを構築した。	改善済
平成28年度	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅南部	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>	○	契約書を作成しない場合についても、再委託契約等する場合には暴力団等でないことの確認を行うことのできる仕組みについての協議を指定管理者と行っていく。	未改善
平成28年度	都市整備局	住宅・住まいづくり支援課	富松住宅	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入力しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p>	○	暴力団排除に関する特約にて、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、当該特約に準じた規定を第三者との契約に定めなければならないこととしている。指定管理者においても対応の徹底を求めている。	未改善

平成28年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成28年度	都市整備局	住宅・住まいづくり支援課	富松住宅	158	結果	管理経費実績額のモニタリング不足	<p>指定管理者候補者が、仕様書において要求されている管理業務を行うために提案した収支計画(予算)について、実現可能であるかを判断した上で指定管理者を選定するためには、尼崎市は指定管理者の作成する収支計画(予算)を入手する必要がある。そして、年度終了後には、指定管理業務に関する適切なコストを把握し、次の指定時の予算策定に役立てるために、尼崎市は管理経費の実績額(「収支決算書」)を入手し、精査する必要がある。</p> <p>請求書と異なる金額や、予算合計額と収支決算書合計額を一致させるための金額を「収支決算書」に記載している要因は、指定管理者が、収支決算書には支出の実績額を計上するのではなく、予算額を計上するものと認識していたためである。</p> <p>一方、所管課も、平成25年度から平成27年度の指定管理期間にわたり、毎年、予算額合計額と実績額合計額が一致しているという不自然な状況であるにもかかわらず、根拠証憑の提出を求め実績額の検証を行うことや、正確な実績額を報告するように指導をすることを実施してこなかった。</p> <p>正確な実績額を指定管理者が報告しない状況が継続すると、尼崎市が、当該施設の管理に係る適切なコストを正しく把握することができなくなり、次回更新時に、過大な指定管理料を支出する契約を締結してしまう恐れがある。このような事態に陥ることを防止するために、所管課は、決算書には支出の実績額を計上するよう指定管理者に指導する必要がある。管理経費の実績額合計額と予算額合計額が一致しているなど、不自然な状況を発見した場合は、適宜、収支決算書計上額の根拠証憑の提出を求め、収支決算書と証憑の照合を行うなどにより、収支決算書が支出の実績額を計上しているかという観点からモニタリングを強化するべきである。</p>	○	<p>事業報告書には、予定額ではなく、正確な実績額を報告するように指定管理者へ指導した結果、平成28年度の事業報告書には、実績額を計上し、一般管理費を諸経費と管理状況報告書作成費とに分類し、諸経費について算出方法を明記している。</p> <p>また、平成29年度以降についても同様に報告することを明確にするため、尼崎市立富松住宅の管理に関する年度協定書に管理経費の収支状況を報告する際は、一般管理経費(事務手数料)の内訳を明確に示しておくことを追記している。</p> <p>今後は、当該報告について実績額の検証を行うなど、モニタリングの強化を図っていく。</p>	改善済
平成28年度	都市整備局	住宅・住まいづくり支援課	富松住宅	163	結果	管理業務の再委託について事前承認漏れ	<p>尼崎市立富松住宅の管理に関する仮基本協定書第20条において、管理業務の一括再委託は禁止されており、第三者に委託する場合は尼崎市の承認が必要である旨が定められている。</p> <p>しかし、第三者へ再委託している次の保守管理業務すべてについて、尼崎市の承認がされていないかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道設備保守管理業務 ・排水管清掃業務 ・樹木剪定・害虫駆除業務 ・除草業務 ・特殊建物定期点検業務 <p>尼崎市立富松住宅の管理に関する仮基本協定書に従い、第三者へ再委託している管理業務については尼崎市の事前承認が必要であった。</p>	○	<p>第三者へ再委託している管理業務については尼崎市の事前承認を徹底した。</p>	改善済
平成28年度	都市整備局	住宅・住まいづくり支援課	富松住宅	163	結果	保守管理業務についての契約締結漏れ	<p>尼崎市立富松住宅管理実施要項の「4. 乙が行う業務の内容(2) 富松住宅の維持管理に関すること③保守管理業務に関すること」によると、保守管理業務については、「業者からの見積りを徴収の上、契約を締結し、その結果を市に報告すること」が定められている。</p> <p>平成27年度については、次のとおり、保守管理業務すべてについて見積りの徴収及び契約の締結は行われておらず、請求書の入手のみとなっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道設備保守管理業務 ・貯水槽清掃等業務 ・排水管清掃業務 ・樹木剪定業務 ・除草業務 ・消防用設備等点検業務 ・特殊建物定期点検業務 <p>指定管理者によると、保守管理業務の内、貯水槽清掃等業務及び消防用設備等点検業務は共同事業体である「富松ナビ・みらい」の構成員が実施しているため、また、上記以外の保守管理業務については平成25年度に見積書を入手していたため、平成27年度の見積書の入手及び契約の締結は不要と判断したとのことであった。</p> <p>尼崎市立富松住宅管理実施要項に記載のとおり、保守管理業務については毎年見積書を徴収し、契約締結の上、その結果を尼崎市へ報告する必要がある。</p>		<p>平成29年度より、尼崎市立富松住宅管理実施要項については、「業者からの見積りを徴収の上、契約を締結し、その結果を市に報告すること」の文言を削除した。</p>	未改善
平成28年度	都市整備局	住宅・住まいづくり支援課	富松住宅	164	結果	住宅返還届申請書の記載漏れ	<p>退去の際は、退去者に「住宅返還届申請書」を記載してもらい、指定管理者が、住宅返還日前に部屋に残存物のないことを退去者立会のもと確認の上、退去者から鍵を返還してもらい、同申請書に残存物及び受け取った鍵の本数を記載している。</p> <p>平成27年度に退去あるいは、富松住宅内の別の部屋に転居した11名の「住宅返還届申請書」を閲覧したところ、2名につき「立会日に返還を受けた鍵の本数」の記載欄が空白であった。指定管理者によると、当初入居者に渡した鍵の本数(入居者の申請による)と同じ本数の鍵の返還を受けたと記憶しているが、「住宅返還届申請書」への記載が漏れていたとのことであった。</p> <p>今回の事業は鍵の返還は受けており、申請書への記載漏れとのことだが、今後は、漏れなく記録を残す必要がある。また所管課は「住宅返還届申請書」に記載漏れや異常がないかをチェックして、指定管理者に記載漏れがないよう指導すべきである。</p>	○	<p>「住宅返還届申請書」に記載漏れや異常がないかをチェックして、指定管理者に記載漏れがないよう指導した。</p>	改善済

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【延滞金・督促手数料】	52	結果	分割納付額計算への延滞金、督促手数料の反映漏れ	国民健康保険料納付誓約書を作成する場合には、同誓約書には、誓約対象保険料とともに、督促手数料や延滞金を記載する欄はある。しかし、督促手数料については特段の根拠なく、延滞金については、納付折衝時に尼崎市延滞金減免要綱に定める減免要件である困窮状態等であることを聞き取り、減免しているとのことで、納付誓約入力の際に、国民健康保険システムのプログラム上、延滞金の計算がされない設定になっていることから、延滞金、督促料を分割納付額に含めない同誓約書が作成されることとなり、それを市は許可している。さらに、分割納付誓約額を国民健康保険システムへ入力する時点で、これまでに発生している督促手数料及びこれまで実質的に発生している延滞金が同システムの債権額として含まれていない状況である。 <u>延滞金(尼崎市延滞金減免要綱に定める減免にかかる手続がされていることが明確である延滞金を除く)や督促手数料についても、国民健康保険システム上、債権として管理し、分割納付誓約者へ請求することが必要である。改善については、国民健康保険システムのシステム改修のタイミングにおいて、システム上、延滞金や督促手数料を計算できる仕組を構築することが考えられる。</u>		現在、国民健康保険に関するシステムの再構築を図っており、平成30年度に導入予定の新システムにおいて、督促手数料及び延滞金を債権としてどのように管理し、徴収していくかについての検討を進めることとする。	未改善
平成27年度	市民協働局	国保年金課	国民健康保険料【被保険者証の更新】	53	結果	高額滞納者への種類を誤った被保険者証の発行	市では、既述のとおり、滞納国民健康保険料の早期解消のための施策のひとつとして、保険料の納付状況が当該年度の9月期分まで完納し、過年度保険料の二分の一以上を納付している世帯、あるいは、納付誓約を誠実に履行している世帯以上の滞納世帯に対しては、長期証ではなく、短期証を交付し、納期限から1年以上経過した保険料を特別な事情なく滞納している被保険者へは資格証を交付することと定めている。 平成25年度から、平成26年度にかけて、現年度調定額(770千円、632千円)及び過年度の滞納額につき、全く納付のない状態でありながら、平成27年2月に資格証対象から除外され、短期証に更新された事例が発見された。 担当課によると、平成27年2月25日に来庁して、70千円の納付誓約と納付誓約とは別の400千円の一括納付を口約束した後に、市担当者が端末操作を誤ったため、システム上、平成27年2月27日の電算一括処理で資格証対象から自動除外されてしまい、短期証世帯に変更されてしまった。その後、70千円の納付誓約も400千円の一括納付もされることはなかった。 ただし、被保険者証については、Bの来庁があったものの納付交渉が決裂し、結果的に発行された短期証の引渡しはされていないとのことである。 現状の国民健康保険システムでは、過去からの滞納額の推移を一瞥して確認できる画面がなく、保険証の種類と滞納状況の関係性を確認できない。しかし、今後このような発行誤りを防ぐために、少なくとも高額滞納者については、被保険者証の発行が市のルールとおり適切に行われているか否かを管理できる表の作成等により常時モニターする仕組を構築することが必要である。		当該事例は、新たに資格証の交付対象となった世帯について、資格証を発行する前に分割納付誓約を締結した場合に起こりえるもので、現行システム特有の問題である。現在は、こうした事例に該当する世帯の全件をモニターすることにより、保険証の適切な発行に努めている。 なお、平成30年度に導入予定の新システムの仕様においては、当該事例のような発行誤りは生じないこととなる。	未改善
平成27年度	健康福祉局	福祉課	更生支援資金貸付金回収金	77	結果	財務会計システムの貸付残高と個人別の貸付金台帳残高の相違	平成26年度末の財務会計システムの残高と個人別の貸付金残高を記録した台帳(以下「貸付金管理台帳」という)を照合した結果、「1.概要(9)収入未済額の内訳」とおり、70千円の差異が生じていた。 福祉課の担当者によると、差異が生じた原因は小口生活つなぎ資金(平成4年度廃止)の台帳と調定額の未照合による台帳の記載誤りが原因ではないかと考えており、現在、差異の内容を調査中であるが、貸付金については、財務会計システム上、個人別に調定を行っている場合と、調定年度ごとに合計金額で調定している場合があり、照合作業に時間がかかるため、現時点では、差異金額の内容(貸付先、金額等)は特定できていない。 当該問題は、貸付金残高と貸付金管理台帳を照合し、差異の内容を調査し、適切に会計処理を実施していれば生じなかったものと考えられる。 小口生活つなぎ資金は、平成4年に廃止されており、現在の財務会計システムが導入される以前の事務処理の処理誤りにより生じたものと推定されるが、残高の照合を適切に実施すべきである。	○	平成26年度末の財務会計システムの残高明細と個人別の貸付金残高を記録した台帳明細を照合した結果、小口生活つなぎ資金の個人別台帳明細において、全額(30,000円)償還済であるにも拘らず、償還額が0円として整理されていた者が2人、償還額が20,000円であるにも拘らず、10,000円として整理されていた者が1人含まれていたため、各々適正な数値に修正した。	改善済
平成27年度	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険料	136	結果	適切な時効管理と不納欠損処理	時効期間が到来し、消滅時効が完成しているにも関わらず、不納欠損処理が行われていない債権が発見された。 市では、納付交渉の結果、分割納付を認めた場合には滞納債権総額についての納付計画書を作成し、納期限別の納付書とともに債権者に送付している。また、その際に、納付計画書の作成により債務承認され、時効が中断されたとして、介護保険システムにて時効完成日の延長入力を行っている。 しかし、当該納付計画書は、納付誓約書の形式ではなく、納付計画に対する債務者の承認印の押印や署名欄はないため、納付計画書送付の時点で、債務者による滞納総額に対する債務承認が行われたという証跡が残っていない。このため、納付計画書の送付後、当該納付書により納付されたら、納付時点で、債務承認による時効中断が判断できるが、納付のなかった債権については、債務承認されたという記録がないため、当初の時効期間到来時点(督促状送付の2年後)で、不納欠損処理を行う必要がある。 次表については、分割納付計画書を送付したが、納付計画とおりの納付がなかったため、納期限の20日後の督促状発送日から2年後に時効が完成しているが、平成26年度中に不納欠損処理がされていない。 なお、今回閲覧したサンプルの中には、本来時効が到来しているにもかかわらず収納を行っているものは発見されなかった。	○	平成28年4月より分割納付の申し出がある場合は、納付誓約書の提出を求め時効中断手続きを行っている。 しかし、納付誓約書の提出を拒まれた場合は口頭で滞納状況の説明を行う。後日滞納明細書と納付書を交付し、この納付書で領収を確認した場合に債務承認として不納欠損予定日(時効前日)延長処理を行う。 また、口頭で滞納状況の説明を行う時には時効になっていないが、納付指定期限(本人が納付予定としている)時点では時効になる場合は、この時点で債務承認として時効中断を行い納付書を交付し後日滞納明細書の交付を行う。収納が確認できなかった場合には時効中断を取消し、中断前の不納欠損予定日に修正し時効の適切な管理を行っている。 包括外部監査の時点でも同じようにしていたが、チェックができていなかったため、チェックができるように、納付誓約書の提出以外の被保険者については、係内で情報共有を図るため時効延長リストを作成しデータ上で管理し、定期的に収納管理及び時効管理を行えるように改善した。	改善済

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険料	138	結果	滞納処分を行うべき	すべての滞納債権について、交付要求以外の滞納処分が行われていない。また、前述のように、一部納付のない滞納債権について時効中断手続きもとられていないため、毎年1億円程度の不納欠損処分が行われている。なお、市によると、滞納処分が実施できていないことの一因としては、滞納者数に対して徴収事務に従事する職員数が少ないことがあげられるということである。 介護保険料は地方自治法231条の3第3項に定める歳入であり、地方税法の滞納処分の例によることができる(介護保険法第144条)。効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。 今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を行える体制を整えることを検討し、滞納処分を進めるべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけでなく、市税など調査能力の高い庁内の滞納者に関する情報の入手(個人情報目的外利用)も並行して行うことが望まれる。		納付のない滞納債権について従来通り、定期的な納付指導、認定申請に伴い行っている納付指導、窓口での納付指導を行う中で前述(連番114の措置内容要旨)のように平成28年4月より納付誓約書の提出を求め時効中断手続きを行っている。 また、体制については変更はないが、滞納処分に対応すべく係の事務改善を行っていく。 財産調査について現在検討している内容 ① 税情報と滞納者データを基に高額滞納者で所得の多い被保険者を選別し税務管理課・国保年金課へ既に預貯金調査を行っている者があれば、情報提供を依頼する。 ② ①で情報がない者について金融機関調査を行う。	未改善
平成27年度	健康福祉局	福祉医療課	老人保健医療費収入	147	結果	速やかに時効中断手続を実施すべき	現債務者である被保険者Aは、過誤納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘U、Uの死後はUの息子Oに対し債権の請求を行った。その後、息子Oが相続放棄した後は、さらに相続人であるUの兄弟3名(V～X)に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死亡後相続人へ請求する点につき、Vの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成22年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。 督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V.W.Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。		相続人V.W.Xの住所地確認を再度実施し、書面による督促により時効中断に努め、債権回収に向けた交渉を再開していく予定である。	未改善
平成27年度	健康福祉局	保護課	生活保護費返還金等収入	160	結果	ケースファイルの管理を徹底すべき	生活保護を開始されると、生活保護受給者ごとにケースファイルを作成し、生活保護の決定にかかる記録のほか、開始以降の家庭訪問時の状況や納付交渉の過程等にかかる記録を関連資料と合わせて当該ファイルに保存することとなる。保護受給中の場合は、査察指導担当が福祉事務所内でケースファイルを保管し、保護廃止になれば、債務が残っている者については債権の所管変更に伴い管理・経理担当へ引き継がれることとなっている。 しかし、サンプル(D)及び(Z)について、調査日現在においてケースファイルを確認しようとしたところ、その所在が不明であった。これらのサンプルは管理・経理担当の所管であるため、保護課執務室にて保管されるはずであるが、市は、平成26年度までは、引継時に引き継いだファイルのリストを作成しておらず、査察指導担当、管理・経理担当ともに、ファイルの棚卸作業を実施していないため、探しようのない状況である(市によると、ケースファイルの引継ぎ漏れにより査察指導担当で未だ保管されている可能性も否定できない、とのことであった)。 なお、市によると平成27年度からは、ケースファイルの引継ぎの際には引継ぎリストを作成し、ケースファイル現物との照合を行っているとのことである。 ケースファイルは個人情報記載された資料が多く含まれているため、取扱いに注意し、各担当が保管するケースファイルについて定期的に棚卸を実施し、所管が変更される際には引継ぎリストを作成するなど、管理水準を向上させる取組が必要であると考える。	○	保護福祉センターの2所化に伴い、査察指導担当、管理・経理担当が保管しているケースファイルについて棚卸を行った。 また、ケースファイルの引き継ぎについては、漏れないように引き継ぎリストを作成して確認しており、今後はケースファイルの保管場所が明確になるように管理を行っていく。	改善済
平成27年度	健康福祉局	保護課	生活保護費返還金等収入	161	結果	交渉記録は交渉内容が検証できるよう記載すべき	サンプル(C)のケースファイルを開覧した結果、交渉記録が「納付指導を行った」の一文のみで、実施した納付交渉の結果や把握した納付能力、今後の納付計画等の記録が全く記載されていない。 交渉内容が適切に記載されないと、管理職によるモニタリングや担当者交代時の引継ぎが適切に行えず、今後の納付計画の策定や回収方針の判断を適切に行えない恐れがある。今後は交渉内容を検証できるように交渉記録を記載すべきであると考える。		納付指導に関する交渉記録については、具体的な内容が分かる記録を行い、ケース記録として決裁処理する中で確認を行うことを周知した。	未改善
平成27年度	健康福祉局	保護課	生活保護費返還金等収入	161	結果	交渉中の債権について適時に債務承認を行うべき	ケースファイルの開覧を行った結果、以下の交渉中のサンプルにおいて、債務承認が行われていなかった。 サンプル(C)(I)(O)においては、適宜納付交渉を行っているが、分割納付額が定まらないなどの理由により納付交渉が進まず、債務承認も行われていないままとなっている。 現状、分割納付を行う場合に取交わす履行延期(分割納付)申請書において債務総額の債務承認を行うが、それ以外の債務承認手続は行っていない。納付交渉中の場合や一括納付の意思を見せた債権者については時効中断措置が図られないこととなるため、高額債権や交渉に時間がかかる場合は適時に債務承認手続を行うべきであると考える。		納付交渉を行っている中で、債務の返還に理解を示さなかつたり、分割での納付方法を提示しても、分割納付額が定まらず、納付折衝に応じない場合があり、債務承認が得られないことがあるが、今後、必要に応じ、個別のケースについて、債務承認を踏まえた交渉を個別に検討し実施していく。	未改善

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	こども青少年本部事務局	こども入所支援担当	児童福祉費負担金	209	結果	保育所保育料滞納者に対する財産調査と滞納処分の実施	<p>保育所保育料は地方税の滞納処分の例により処分することができる(児童福祉法第56条8項)強制徴収公債権であるが、保育課では地方税法にて認められている財産調査(国税徴収法第141条)、その他滞納処分(地方税法第331条)の実施実績がない。</p> <p>市町村には保育が義務づけられており(児童福祉法第24条)、保育所保育料滞納を理由として保育を停止することが法的に困難であるとのことであることから、効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握に注ぎ、滞納者に適した整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけではなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局間で収集した滞納者に関する情報の入手(個人情報等の目的外利用)も並行して行うことが望まれる。</p>		<p>滞納処分を実施するには、給与照会や口座調査などの財産調査に係る事務が新たに追加となるほか、実際の滞納処分を実施するには法的な専門知識が必要となる。</p> <p>しかしながら、現在の組織体制において、収納管理業務の担当者も他の業務と兼務であり、新たな取組みに手が及ばない状況である。</p> <p>このような状況の中、平成29年度向け政策要求として、保育料滞納に係る対応方針や現状の課題整理、対応策の充実等を図るため、体制強化を要求したところであるが、査定結果は不採択であった。不採択の理由は、業務プロセス分析において、「他の収納系業務と併せて外部委託化を検討すべき」「委託化しない場合は、全庁で滞納整理部門を集約移管することが望ましい」とされていることから「既存業務の負荷軽減や効率的な収納率向上対策のためには、「業務執行体制見直し検討会議」の中であり方を検討していくべきと考える」ということであった。</p> <p>上記のことから、当該業務は「業務執行体制見直し検討会議」において検討が行われ「アウトソーシングの導入は可能であるが課題の整理に時間を要する業務」とされるとともに「尼崎市債権管理在り方検討会議」においても全庁的な債権管理の在り方について関係部局で検討を行っているが、現在のところ主な議論は、債権管理条例案と債権管理を一定の部署への集約が可能であるかといったことであり、実務に直接反映させる方法論には至っていない。</p> <p>「業務執行体制見直し検討会議」でも整理されたように当該業務は「課題の整理に時間を要する業務」であり、課題を整理しつつ実務を推進するためには、やはり体制強化は不可欠であり、所管課としては新たな体制づくりへ向けて、局内のほか、関係部局に引き続き課題提起を行っていきたい。</p>	未改善
平成27年度	こども青少年本部事務局	児童課	児童育成収入	217	結果	納付誓約書の入手を徹底すべき	<p>サンプルとして抽出した債権について関連証憑を閲覧したところ、滞納者から納付誓約書が入手されていないものが次表のとおり発見された。</p> <p>また、一旦、納付誓約書入手し、新たな納期限を設定した納付計画を設定したものの、新たな納期限を過ぎても納付が行われておらず、その後の納付誓約書の見直しが行われていないものが次表のとおり発見された。</p> <p>時効の進行を防ぐために納付誓約書の入手を徹底すべきである。</p> <p>特に、新規発生がある場合には、毎年度分割納付誓約の見直しを行わなければ、過年度分に加えて現年度分も発生し続けることから、前年度よりも返済額が高額となり、回収が滞る要因になる可能性が高い。また、すべての現年度分について、債務承認行為による時効中断の措置をとるためにも、分割納付誓約を毎年見直すべきである。</p>		<p>サンプルとして抽出のあった債権のうち、1名については、納付誓約書入手し、債権のうち一部納付に至った。今後も継続的に電話、訪問、文書の送付等の手段により折衝を行い、納付誓約を入手することで時効の中断措置を講じ、計画的に債権回収が行えるよう努める。</p> <p>また、一旦、納付誓約書入手し、新たな納期限を決定した後、当該納期限を経過しても納付されない債権についても、電話、訪問、文書の送付等により納付交渉を再度行い、直近の時点における、財産・負債や生活の具体的な状況から現在の納付能力を把握し、個々の債務者の状況に応じた納付誓約の見直しを実施し、時効の中断措置や債権回収に努める。</p>	未改善
平成27年度	経済環境局	しごと支援課	しごと支援施設使用料	230	結果	分割納付誓約書の文書化	<p>当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的使用料である。市は、A株式会社の収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われているとのことであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。</p> <p>なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。</p> <p>口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。</p> <p>時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要がある。今となっては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書入手するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。</p> <p>また、関連する条例や規定(「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」)には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。</p>		<p>平成29年4月20日(木曜日)に担当課長、担当係長及び担当職員の3名でA株式会社へ訪問し、代表者と折衝した。労働福祉会館使用料の収入未済額について残額が1,680千円であることを伝え、平成29年4月末から平成30年3月末まで毎月10千円の納付書を手渡した。</p> <p>また、尼崎市財務規則第155条の「履行延期の特約」にある、履行延期申請書の様式に基づいて分納誓約書を作成し、代表者に手渡したところ、納付意思は示したが、受け取りを拒否した。</p>	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	252	結果	不納欠損処理は適切な債権放棄の手續きに基づいて実施すべき	<p>一部の住宅家賃について、議会の議決による債権放棄を行わず、都市整備局長決裁にて不納欠損処理を行っている事例が発見された。</p> <p>市では、平成2年度に市長決裁にて住宅家賃の不納欠損処理方針を定め、平成13年度に方針の一部改正を行い、運用している。住宅家賃の不納欠損処理に係る市の方針は以下のとおりであり、市は当該方針に基づき毎年不納欠損処理を行っている。</p> <p>地方自治法上、原則として私債権について債権放棄を行うには議会による債権放棄の決議が必要である(地方自治法第96条第1項第10号)。</p> <p>市長の決裁により定められた方針に基づき、議会の議決を行わずに不納欠損処理を行うことは、債権の消滅が確定したわけでない債権の放棄について、本来議案が債権放棄を意思決定する必要があるにもかかわらず、市長にその意思決定を委任してしまっていることと同義である。</p> <p>債権の消滅が確定していない債権についての不納欠損処理の実施にあたっては、議会にて債権放棄の議決を行うべきである。</p>		<p>債権管理のあり方については、不納欠損処理を含め、現在、全庁的に検討が進められており、その結果をふまえた取扱いを行っていく。</p>	未改善

平成27年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	253	結果	強制執行による債権回収及び明け渡しの要求を行うべき	<p>過年度に家賃の支払等をめぐり訴訟となった案件について、判決により市の勝訴が確定しているにも関わらず、強制執行が行われていないため、債権の回収ができていない事案が発見された。</p> <p>サンプルで閲覧したA氏、B氏については、過年度に家賃の支払をめぐり訴訟となったものである。A氏、B氏はともに平成8年度の公営住宅法の改正により、従来一律に課せられていた家賃が平成10年度から応能応益方式になったことを不服として家賃の支払を拒否し、改正前の家賃を供託している。いずれも平成20年2月に市が勝訴しており、A氏、B氏はそれぞれ滞納債権の支払を行うことが判決で確定した。しかし、その後A氏、B氏ともに滞納債権及びその後の家賃を全く支払っていない。それにも関わらず強制執行による債権の回収は行われていない。</p> <p>本来家賃は全額支払うことが原則である。そのため、家賃を払わず入居を続ける者に対し、明け渡しを要求せず、また、強制執行を実施しないことは、他の入居者との不公平を招くことになる。</p> <p>そのため、これらについては、明け渡しを要求し、また、強制執行による債権の回収を実施すべきである。</p>		<p>A氏とB氏に対して、現在は応能応益制度に基づく適正家賃の賦課及び支払いに向け、相続人等も含めて交渉しているところである。</p> <p>A氏については、応能応益制度の理解を見せ、適正家賃賦課に必要な資料の提出を求めており、資料提出後、当月家賃と滞納家賃を回収することとしている。</p> <p>B氏については、本市から連絡するもB氏から連絡がない状況であり、今後も引き続き粘り強く交渉を続けていくが、応能応益制度に基づく適正家賃の支払いがなされず、契約上、信頼関係の破綻と判断されるに至った場合は、再度訴訟を提起し、家賃の支払いと住宅の明け渡しを求めて行く。</p>	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	住宅資金貸付金回収金	264	結果	滞納者と納付交渉を行うべき	<p>滞納債権について、長期間納付交渉が全く行われていない事案が発見された。</p> <p>D氏の事案は、昭和61年7月以降納付がなく、平成8年3月までは納付交渉が行われていた。その後、平成9年12月までは訪問を行っていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>また、F氏の事案は、平成9年1月以降納付がなく、平成10年9月までは納付交渉が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>D氏、F氏ともに平成26年度末時点ですでに時効が到来してしまっている。また、市によると、納付交渉が行われていない理由は不明ということである。</p> <p>債権は全額回収することが原則であり、正当な理由なく納付交渉を中断すべきではない。また、金額が一定以上等、重要な債権については、毎年一定時期に債権管理状況のモニタリングをする等、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備することも検討すべきである。</p>		<p>名義人の死亡や行方不明等により、その後の調査が不十分で長期間納付交渉が行われていない事案については、相続人調査や居所調査を行った。そのうち2名については、連絡先が判明し、交渉の結果、親族より相続放棄の資料を受領。残りの対象者についても、住民票再調査の結果、把握できた者への納付交渉により納付交渉漏れ防止に努める。</p>	未改善
平成27年度	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅維持管理負担収入	270	結果	適切な滞納整理を実施するべき	<p>滞納者から納付誓約書を入手していないため、債務承認が行われておらず、債権について時効が進行している。</p> <p>住宅管理担当によると、近年の滞納整理について、住宅管理担当の延滞債権の中心となる住宅家賃に注力してきたこともあり、住宅家賃と異なり維持管理負担収入については、納付誓約書を入手していないとのことである。また、訴訟についても、納付誓約書の入手と同じく住宅家賃のみを対象とし、市営住宅維持管理負担収入はその対象としていない。</p> <p>しかし、債権管理の観点から、債権ごとの管理のみではなく、債務者ごとの債権管理という視点を持ち、住宅家賃の滞納整理に合わせて同一滞納者の市営住宅維持管理負担収入についても滞納整理を実施すべきである。</p>		<p>H28.8月より家賃同様に分納誓約を取得し、債務承認をさせ、債権管理を行っている。</p>	未改善

平成25年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	高齢者施策	112	結果	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。 これは充実した介護保険制度の発足を目指して、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとした当時の判断に合理性は認められる。 しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則看信貸与への変更の要否を検討する必要がある。		公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一的基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後庁内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。現在、既存施設の法人に対して、資産統括局を中心に説明会を適宜開催するなど、見直しに向けて協議を開始したところである。	未改善
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。 地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考え、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。 仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。 一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。 そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。		当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設であることから、当該施設の今後のあり方等については、高齢者に対する施設サービスの動向等を十分に勘案する中で、慎重に検討を行う。	未改善
平成25年度	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	186	結果	食事サービス事業の継続の要否について	近隣市のうち、伊丹市は同種の事業を実施しておらず、西宮市は利用者の減少及び同事業に対する民間事業者の参入等を理由として平成24年度をもって事業を廃止している。 尼崎市においても利用者数、配食数ともに年々減少している状況であり、介護事業者による高齢者向け配食サービスも実施されていることから、あえて行政がサービスを提供する必要性はない。 当該事業が行政によって行われる意義は、配食を通じて安否の確認や孤独の解消を図り、もって高齢者の在室生活を支援することにあると考えられるが、市では当該事業の他にも見守りや安否確認に関する同様の事業が整備されており、当該事業を実施する意義は乏しいと考えられる。 そのため、見守りや安否確認に関する他の事業を勘案し、事業廃止の要否について具体的な検討が必要である。		本市では単身や高齢者のみの世帯が多いことから、本事業は配食サービスを通じてバランスのとれた良い食事の摂取を支援するとともに、配達時に安否確認を行うことで、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立して生活を送ることに支援となっている。現在、本市では、こうした高齢者をはじめ、介護予防の推進と市民の健康づくりを市政の重要な課題として捉え、ヘルスアップ尼崎戦略事業を全庁横断的に実施しているところであり、当該事業については、高齢者の見守りとともに、介護予防対策に必要な栄養の確保と口腔機能の低下予防に寄与する事業として、当分の間継続する。	未改善

平成24年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成24年度	資産統括局	納税課	収納事務	163	結果	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。 そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。		現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善
平成24年度	資産統括局	納税課	収納事務	165	結果	延滞金データの保存について	過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとすることであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。		現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善

平成23年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	本庁体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の設置についての尼崎市による直営化については、他の施設の指定管理者の状況等を踏まえながら検討を行っていく。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	小田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の設置についての尼崎市による直営化については、他の施設の指定管理者の状況等を踏まえながら検討を行っていく。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	大庄体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の設置についての尼崎市による直営化については、他の施設の指定管理者の状況等を踏まえながら検討を行っていく。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	立花体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の設置についての尼崎市による直営化については、他の施設の指定管理者の状況等を踏まえながら検討を行っていく。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	武庫体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の設置についての尼崎市による直営化については、他の施設の指定管理者の状況等を踏まえながら検討を行っていく。	未改善
平成23年度	教育委員会事務局	スポーツ振興課	園田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の設置についての尼崎市による直営化については、他の施設の指定管理者の状況等を踏まえながら検討を行っていく。	未改善

平成22年度 包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

指摘年度	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
平成22年度	市民協働局	園田地域振興センター	富田福祉会館	51	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合にあわせ、境界確定を行うことを検討していく。なお、この件に関しては、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく必要がある。	未改善
平成22年度	市民協働局	園田地域振興センター	瓦宮西園田福祉会館	117	結果	土地の早期合筆手続きについて	瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合にあわせ、合筆登記を行うことを検討していく。なお、この件に関しては、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく必要がある。	未改善
平成22年度	こども青少年本部事務局	保育課	(旧)猪名寺保育所	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。		当課所有の土地に一部不法占拠されている部分があるため、昨年度に引き続き、その対応について河港課と協議を進めていく。不法占拠が解消された後、所管換えの協議を進めていく予定である。	未改善
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	戸ノ内開発事務所公共用地	164	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-163については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。		平成28年3月に当該地区の整備工事完了後、当該土地を含む周辺道路用地130筆の分合筆登記の手続きが平成28年12月に完了し、現在、道路用地の引継ぎ及び市道新規認定に向け手続きを進めている。	未改善
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	開発部管理担当課普通財産	195	結果	東灘波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地についての財産区分の変更について	東園田町8丁目72-8の土地については、「道路」として使用されていることにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。	○	行政財産へ財産分類変更を行った。	改善済
平成22年度	都市整備局	市街地整備課	再開発調整担当課普通財産(東園田町8)	200	結果	財産区分の変更について	当該用地について、平成10年に取得した土地が、長期間にわたり公有財産台帳へ登録されていなかったこと、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更を行う必要がある。	○	行政財産へ財産分類変更を行った。	改善済
平成22年度	都市整備局	公園維持課	中央公園	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手續きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。		平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、手続き上の瑕疵に当たるとは考えていない。 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念し止む無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除したものである。	未改善